

世田谷プラットフォーム分担金細則

2020（令和2）年7月3日
制 定

（趣旨）

第1条 この細則は、世田谷プラットフォーム（以下「SPF」という。）規約第9条に基づき、SPFの運営、事業を行うための分担金について定める。

（分担金の額）

第2条 SPF規約第4条第1号の分担金については、1大学あたり年額500,000円とする。

2 特別の事情がある場合は、協議会に諮り、前項で定める分担金の額を減額することができる。

3 SPF規約第4条第2号及び第3号の分担金については、金額任意とする。

（分担金の納付方法）

第3条 第2条第1項及び第2項の納付は、SPF事務局の請求により、当該年度の指定された時期までに、SPFが指定する金融機関に、一括して分担金を振込むものとする。

2 第2条第3項の納付は、任意により、SPFが指定する金融機関に、分担金を振込むものとする。

3 第2条第3項の納付は、本条以外の方法により、SPFへの財政的支援を行うことができるものとし、その実行をもって分担金の納付と見なすものとする。

（細則の改廃と細則の制定）

第4条 この細則の改廃は、協議会の議決を経て行うものとする。

附則（2020（令和2）年7月3日）

この細則は、2020（令和2）年4月1日から適用する。